

農 第 13 号
令 和 6 年 5 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山北町長 湯川 裕司

市町村名 (市町村コード)	山北町 (143642)
地域名 (地域内農業集落名)	大野山地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 当該地区には県営牧場跡地である山林・原野が広がっており、その一部が放牧地として利用されている。
- 事業規模拡大の余地はあるが、防災の観点からも急傾斜の土地の活用や水の確保が課題となっている。
- 県有牧道の老朽化により通行に支障が出ている。
- 土地の観光利用の可能性は高いが、観光客増加による地域や牛への影響が懸念されるため、慎重に検討する必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 肉用牛・乳用牛の生産を行いつつ、乳用牛の飼養頭数調整のため、一部肉用牛との交雑種を生産、地域内で加工・販売を行う。担い手間で連携し、安定した生産体制を確立する。
- 災害対策のため、県による県営牧場跡地の林地化と並行して、放牧地内において原生のチカラシバからノシバへの転換を図る。
- 観光農園や観光牧場機能については、地域・担い手・町で連携し慎重に検討を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在担い手が放牧地として利用している農用地等を農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

現在の規模から縮小することができないよう、町・地域で連携し支援を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域の農用地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

県営牧道の林道化について、県に継続して要望を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域外から農用地利用の意向があった際は、担い手として育成するため、地域・現担い手・町で連携し、相談から定着まで切れ目なく支援を行う。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

従事者が不足した際には、酪農ヘルパーの利用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】